

岩戸北三丁目・四丁目周辺地区に関する まちづくり懇談会

令和3年11月7日（日）・8日（月）
岩戸地域センター 2階会議室

狛江市

説明会の主旨

狛江市では、調布都市計画道路3・4・16号線（以下「調3・4・16号線」といいます。）の小田急線高架下から世田谷通りに接続する区間（以下「岩戸北区間」といいます。）について、道路整備事業を進めております。

これに伴い、岩戸北区間の沿道及びその周辺地域（「岩戸北三丁目・四丁目周辺地区」）において、良好な環境の形成・維持向上を図るため、現在、まちづくりのルール（地区計画）を検討しております。

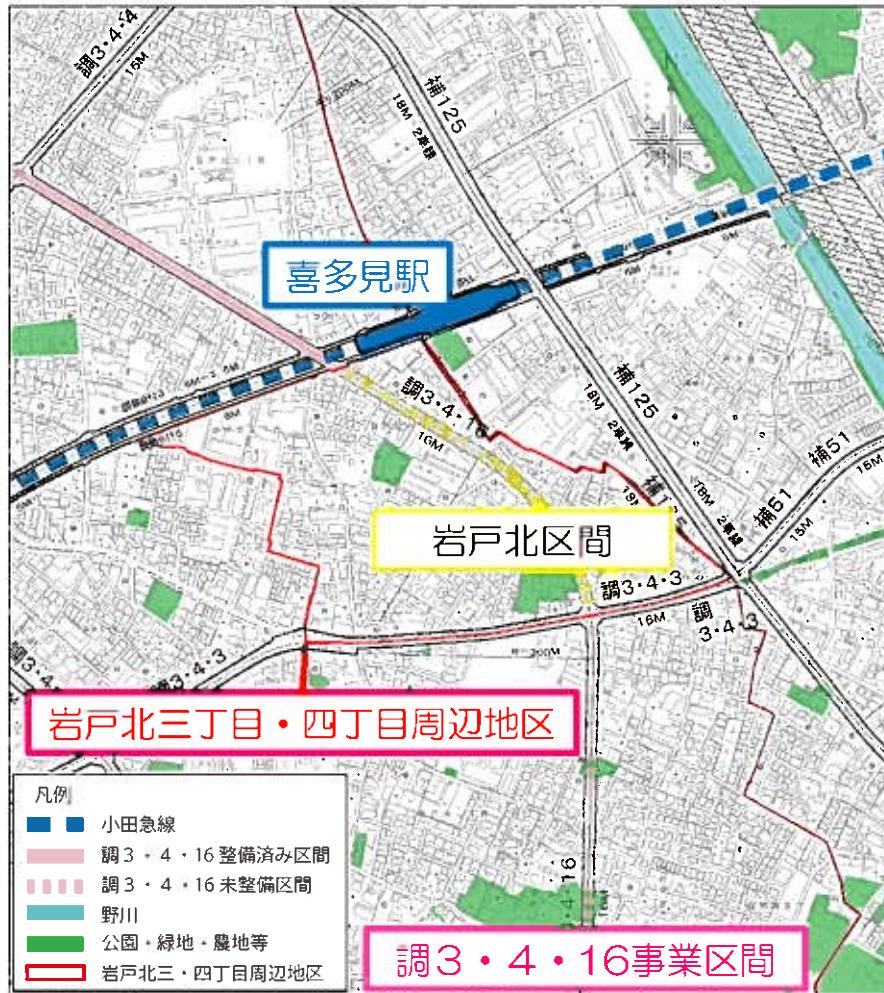
今回は、まちづくりの具体的な方策について、ご説明いたします。地域の皆様のご意見をお聞かせください。

目次

- (1) 岩戸北三丁目・四丁目周辺地区の現況と課題
- (2) 住民アンケート結果概要
- (3) 岩戸北三丁目・四丁目周辺地区のまちづくりの方向性
- (4) 地区計画の導入
- (5) 他自治体の地区計画事例
- (6) 今後のスケジュール（予定）

（1）岩戸北三丁目・四丁目周辺地区の現況と課題

(1)-1. 岩戸北三丁目・四丁目周辺地区の概要



- 位置：狛江市岩戸北三丁目 及び 岩戸北四丁目各地内
- 面積：約15.0ha

「岩戸北三丁目・四丁目周辺地区」

「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28年3月）にて、「調3・4・16号線」は優先整備路線に位置付けられています。その中で小田急線高架下から世田谷通りに接続する総延長約480m、幅員16mの区間を「岩戸北区間」と呼んでおり、その周辺一帯の地域を「岩戸北三丁目・四丁目周辺地区」としています。

(1)-2. 調3・4・16号線整備による効果



1. 良好な**住環境**の形成



2. **避難路**の確保



3. **緊急車両**のアクセス向上



4. **防災機能**の強化



5. **安全で快適な道路空間**の確保

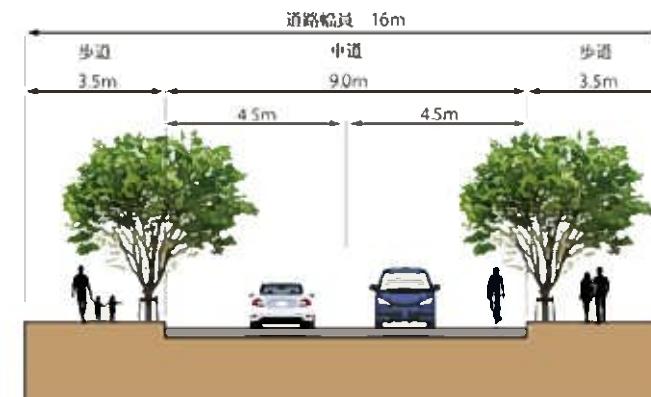


6. 調3・4・2号水道道路線との接続による**道路ネットワーク**の形成

調3・4・16号線の整備イメージ



※イメージ（出典：豊島区）



(1)-3. 岩戸北三丁目・四丁目周辺地区の現況図

【土地・建物】

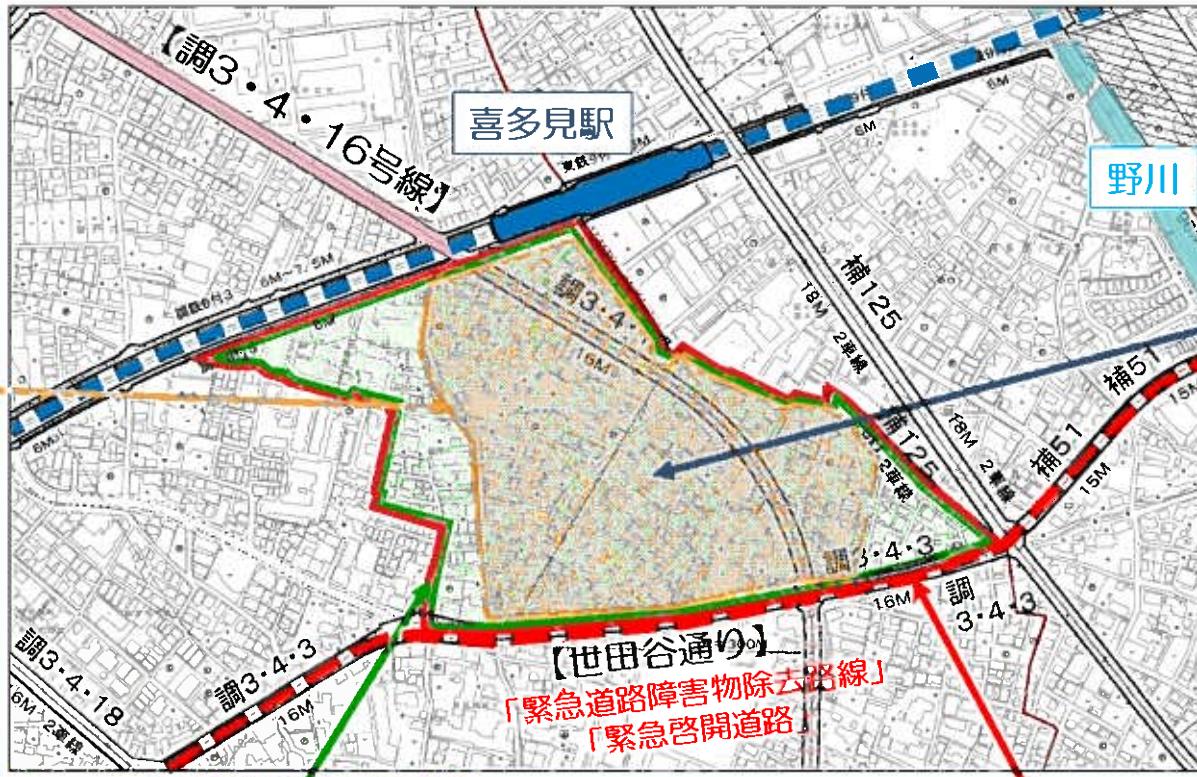
- 低層住宅が多く、閑静な住環境が形成されている。
- 鉄道駅に近いが、商業的土地区画整理事業利用が少ない。
- 木造の建物、年数が経っている建物が多く、道路にせまって建っている。



【公園・公共施設】

- 公園や緑地がほとんどない。
- 住民の交流の場となる施設がない。

(出典：国土地理院)



【防災】

- 老朽化した木造住宅が多く、防災上の懸念。
- 地区南部を通る世田谷通りが緊急道路障害物除去路線（東京都）および緊急啓開道路（狛江市）に指定されている。

【道路交通】

- 道路幅が狭い。
- 歩道と車道の区別がなく危険。
- 交差点等で事故が発生。



(1)-4. 岩戸北三丁目・四丁目周辺地区の課題

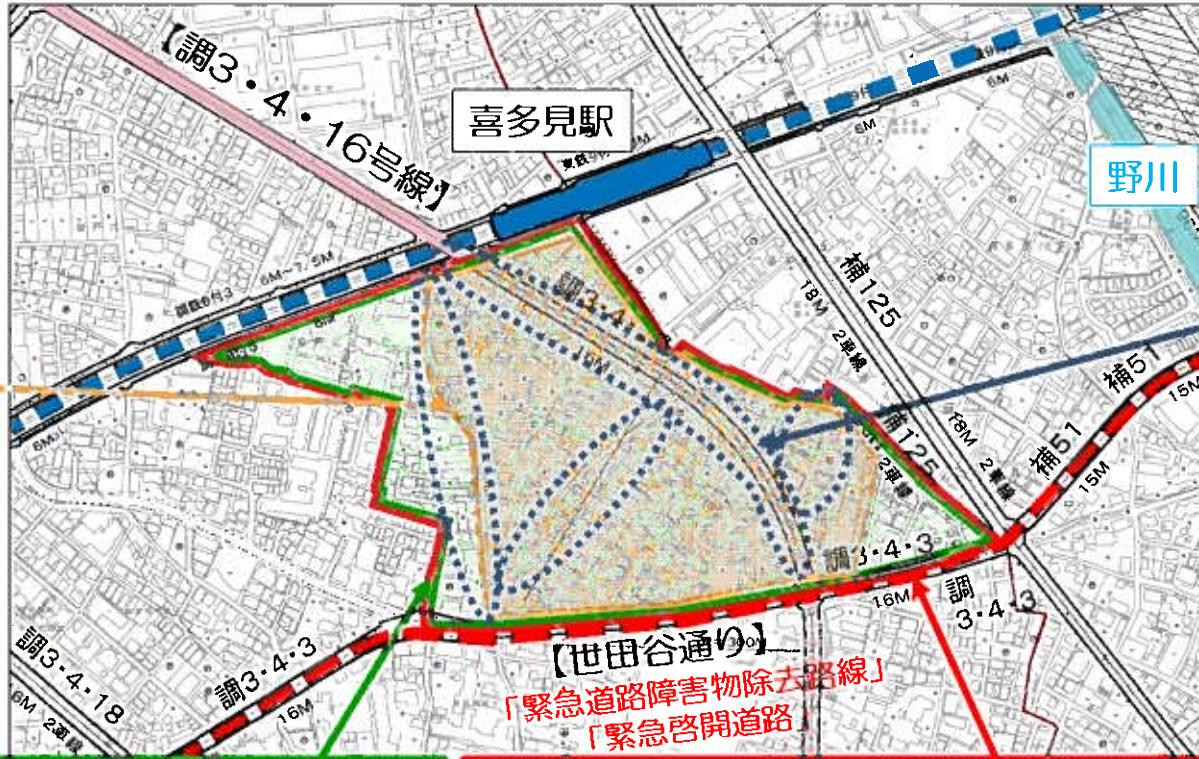
【土地・建物】

- 住環境の保全
- 調3・4・16号線沿道の適切な土地利用の検討
- 駅前にふさわしい市街地の形成
- 建てづくりの解消
- 街路景観の形成



【公園・公共施設】

- 公共的な空地の整備
- 住民の交流の場の整備



【防災】

- 調3・4・16号線沿道の不燃化強化
- 耐震化の促進
- 建てづくりの解消
- 緊急輸送道路沿線の防災機能強化



(2) 住民アンケート結果概要

(2)-1. 住民アンケートの概要

●権利者等アンケート調査の実施（令和2年11～12月）

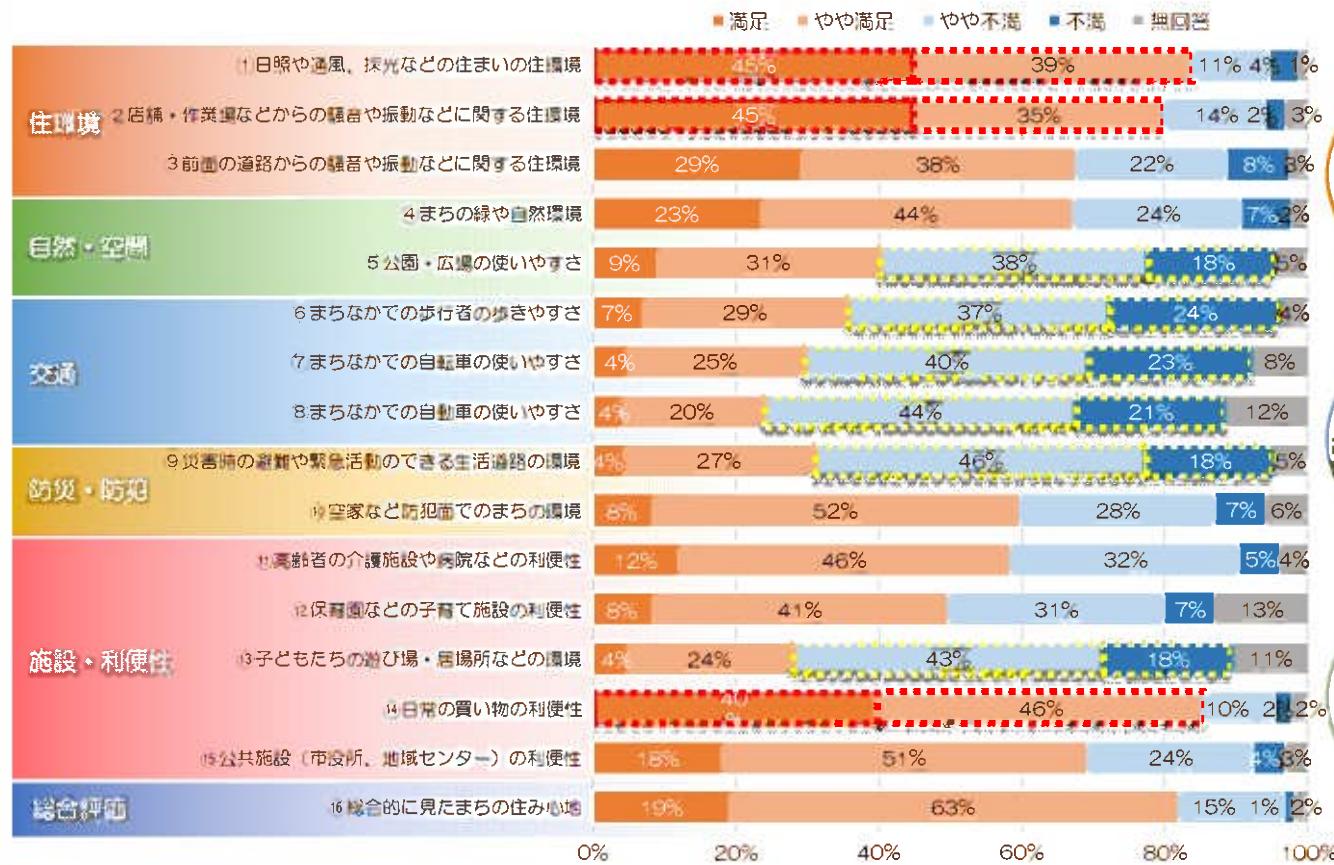
岩戸北三丁目・四丁目周辺地区に関する現状の印象や今後のまちづくりの方向性について、検討地区の権利者等に対してアンケート調査を実施しました。

実施期間	令和2年11月20日(金)～令和2年12月8日(火)
調査方法	郵送による配布・回収
調査対象	「岩戸北区間周辺地区」内に所有地のある権利者等
調査対象者数	890名
回収数	297名(令和3年1月5日時点)
回収率	33.4%(令和3年1月5日時点)
質問内容	<ol style="list-style-type: none">回答者と「岩戸北区間周辺地区」の関係について居住環境への印象「岩戸北区間周辺地区」の今後のまちづくりの方向性について

<p align="center">「岩戸北区周辺地区」の まちづくりに関するアンケート調査のお願い</p>
<p>戸頭より北区周辺の皆様へお読み頂く協力を願り、ありがとうございます。</p> <p>船江では、西芦屋市に面地筋3・4・5・6付近の「田原高島地から北山通通りに隣接する区域」(以下「船北山周辺地区」といいます)について、近隣住民の多くが行き交うカスコの上、長年に亘る歩道や自転車道、商店街等によるまちづくり活動が行われてきました。また、商店街の活性化、街の活性化と並んで、近隣のネットワークが広がることによって、近隣住民の交流が深まっているところです。そこで、このアンケート調査は、船北山周辺地区の皆様による、船北山周辺地区の現状と課題を把握するためのものであります。ぜひご協力をお願いします。</p> <p>記入下さい。但し、個人情報を含むものや、個人情報を含むもの（ルール等）を記入しないで下さい。</p> <p>このアンケート調査は、匿名カルテ形式を採用する前に前回、運営者と改修構造の北山通沿いの駅前等で配布・販売等を行なったのです。専用封筒と一緒に返送して下さい。</p> <p align="center">[アンケート調査記入に当たってのお願い]</p> <p>◎このアンケート調査は、皆様の手元にお出しした「心声と意見聴き会場」と併せて実施しております。</p> <p>◎必ず記入に、十字の横線を引いてください。また、各項目の□内に△をかかげてください。</p> <p>◎必ず記入して下さい。アンケート調査は、同次の範囲に入れて、12月8日(火)までに郵便局に御提出ください。(切手は必要ありません)また、正名等個人情報は記入しないで下さい。</p> <p>◎このアンケートは、西芦屋市「船北山周辺地区」の現状と問題を把握していくために、この内容に対する御意見を聞きたいのです。</p> <p>◎未満の方へ：1歳未満の方は、必ず記入して下さい。</p> <p>◎電話番号：03-3430-3070 FAX：03-3430-6870</p> <p>◎連絡情報：郵便番号：222-0004　世田谷区立北山通第一丁目　15-6 TEL：03-5564-1987 FAX：03-5245-5063</p>

(2)-2. 住民アンケートの結果

●問. 居住環境周辺の生活環境の現状への印象についてお答えください。



日常の買い物の利便性や住環境への満足度は高い。



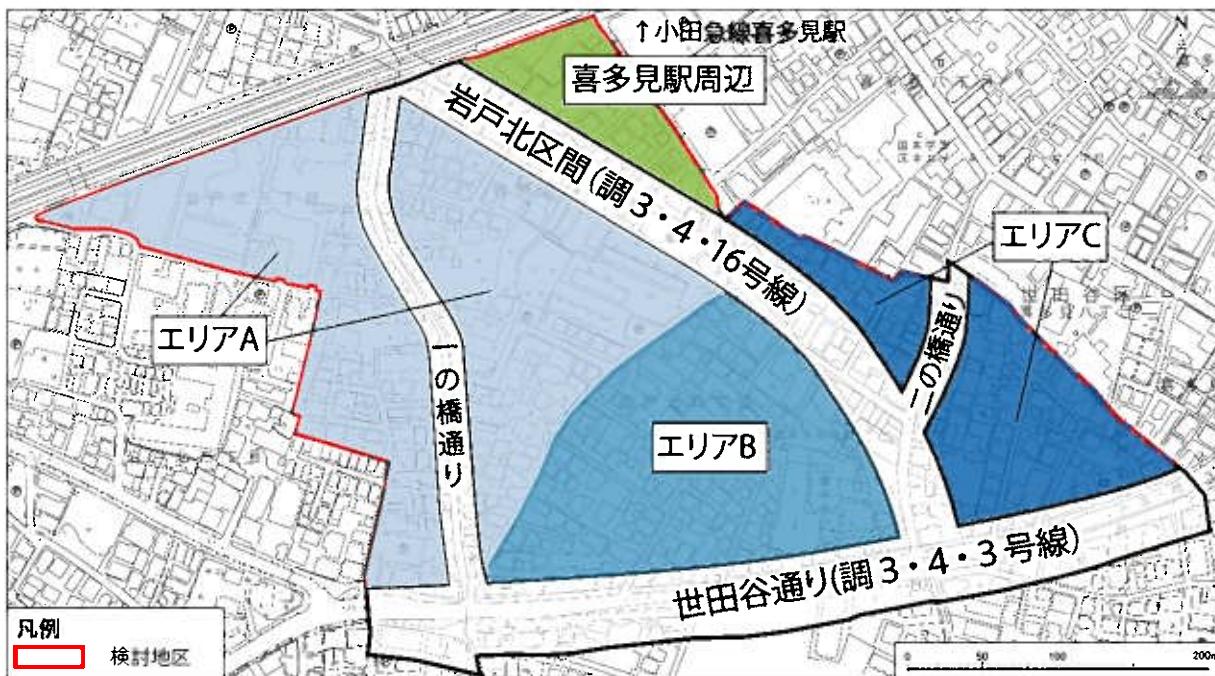
道路の利便性・安全性に対して不満を抱いている人が多い。



子供の遊び場・居場所などが求められている。

(2)-2. 住民アンケートの結果

- 問. 各エリアについて、まちづくりのイメージとして望ましいと思われる項目をお答えください。
（「エリアA」「B」「C」「喜多見駅周辺」「一の橋通り・二の橋通り」「岩戸北区間・世田谷通り」）



●「エリアA/B/C」
既存**低層住宅地**の環境を守りつつ、**中低層の共同住宅**も許容するよう
な市街地形成の検討が必要。

●「喜多見駅周辺」
高さを抑えつつ、**商業を活性化**する店舗と**住宅が共存**する市街地形
成の検討が必要。

●「一の橋・二の橋通り」
/「岩戸北区間・世田谷通り」
高さを抑え**住環境**を守りつつ、**住宅**と**商業**の建物が**共存**する沿道市
街地形成の検討が必要。

(2)-2. 住民アンケートの結果

- 問. 各エリアについて、まちづくりの取組として重要であると思われる項目をお答えください。



●「エリアA」「エリアB」「一の橋・二の橋通り」「建物の高さの抑制」の意見が最も多い。
既存の住環境を保全しつつも、老朽化した建築物の改善や災害等に対応した計画の検討が必要。

●「エリアC」「喜多見駅周辺」「岩戸北区間・世田谷通り」「道路の歩行者空間の整備」の意見が最も多い。
歩行者や自動車等の交通量が多くなる駅前や幹線道路では、適切な空間と動線の確保を目指した検討が必要。

●地区全体

「建物の高さの抑制」
「敷地内の緑の保全・緑化の促進」
「災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀などの設置の規制」を望む声が多い。
「公園・広場の使いやすさ」「子どもたちの遊び場・居場所」などが求められている。

（3）岩戸北三丁目・四丁目周辺地区のまちづくりの方向性

(3)-1. まちづくりの目標

地区の課題と住民アンケートの結果から、まちづくりの目標を次のように設定します。



1. ゆとりある良好な**住環境の保全**・形成



2. 駅周辺や幹線道路沿道における**都市機能**の充実



3. 歩車分離をはじめとする**安全な道路**づくり



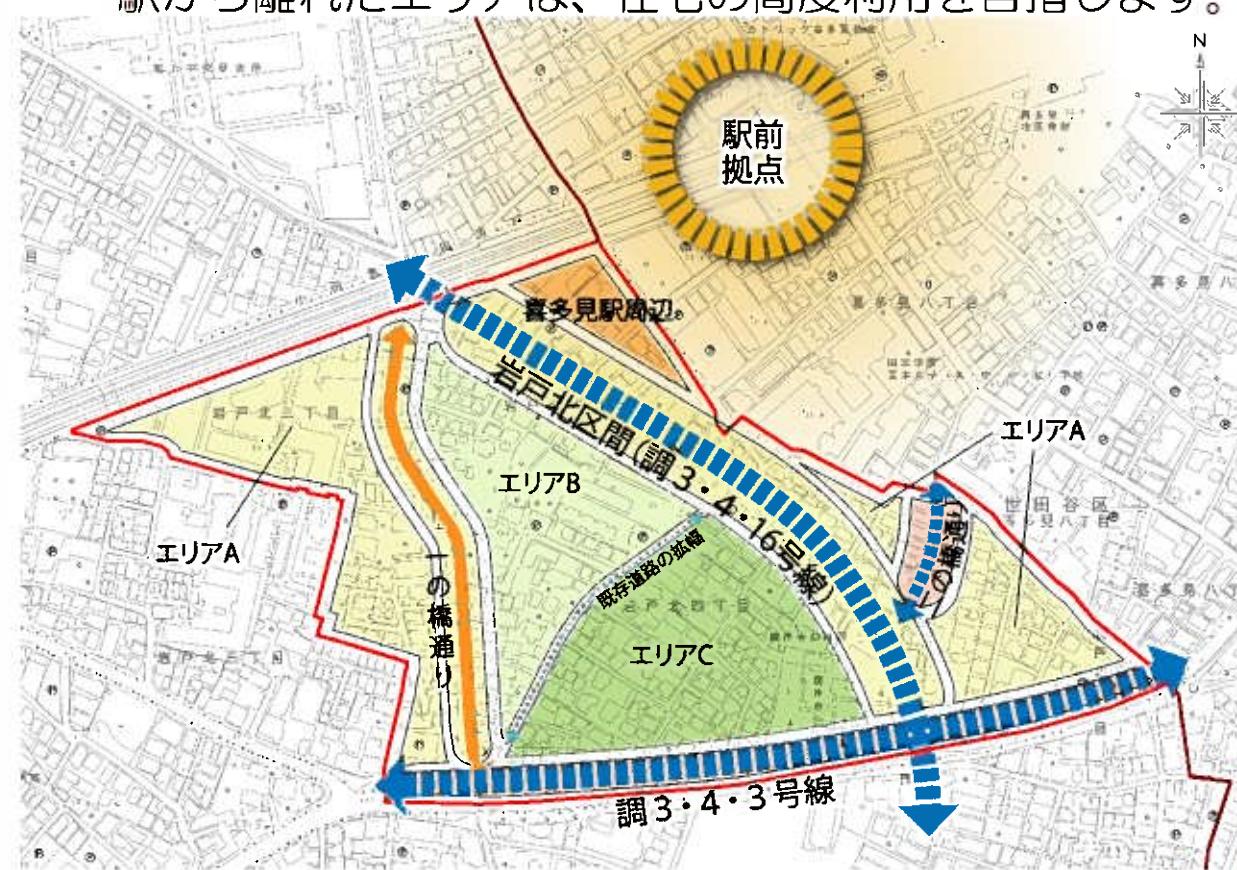
4. 延焼遮断機能による**防災性**の強化



5. **公共的な空地**の整備

(3)-2. まちづくり方針図

喜多見駅は狛江市都市計画マスタープランにおいて地域交流拠点として位置付けられています。喜多見駅周辺は、店舗等と住宅を共存することで、にぎわいの創出を目指します。駅から離れたエリアは、住宅の高度利用を目指します。



土地利用方針	エリアA	<ul style="list-style-type: none"> 立地性を考慮した住宅の高度利用化 既存の住環境の保全 基盤整備の促進
	エリアB	<ul style="list-style-type: none"> 既存の住環境の保全 基盤整備の促進
エリアC		<ul style="list-style-type: none"> 基盤整備の促進 駅前という立地性を考慮した都市機能の充実
	喜多見駅周辺	
沿道利用方針	調3・4・16号線	<ul style="list-style-type: none"> 中高層住宅、公益・交流機能の立地誘導 街路景観の形成 延焼遮断帯の形成
	調3・4・3号線	
一の橋通り		<ul style="list-style-type: none"> 沿道サービス利用機能の向上
	二の橋通り	

(3)-3. 整備手法の想定

良好な住環境の形成と駅前にぎわい創出など、適切な土地利用を誘導するため、地区計画の導入を検討しています。

整備手法となる地区計画とは？

ある一定のまとまった「地区」を対象に、その地区の実情にあったきめ細かい規制を行う制度です。



(出典：東京都都市整備局)

(4) 地区計画の導入

(4)-1. 「地区計画」とは

地区計画とは

ある一定のまとまった「地区」を対象に、その地区の実情にあったきめ細かい規制を行う制度です。目標すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付けて「まちづくり」を進めていきます。用途地域の指定から、さらに強化又は緩和することができます。

(4)-1. 地区計画

(4)-2. 地区計画の目標

地区としてのまとまり、一体感を持ったまちづくりを進めるため、まちづくりの将来像を目標として共有します。

(4)-3. 土地利用の方針

地区的課題に対する対応や理想実現のための土地利用の方針を示します。

(4)-4. 地区施設の整備の方針（道路・広場等）

地区内に必要な道路や公園・広場などを「地区施設」に位置づけ、必要な公共空間が確保できます。

(4)-8. 建築物等の整備の方針

建築物の用途や高さなどきめ細かなルールを決め、良好な住環境や美しい街並みなどの保全・誘導ができます。

地区計画の方針

地区整備計画

※地区計画が策定されても、早急にルールに合わせる建物にする必要はありません。
あくまでも次の建て替えの際のルールとなります。

(4)-2. 地区計画の目標



1. 調3・4・16号線が新たに整備されることに伴い、地区特性を踏まえた**良好な土地利用及び基盤整備**を誘導します。



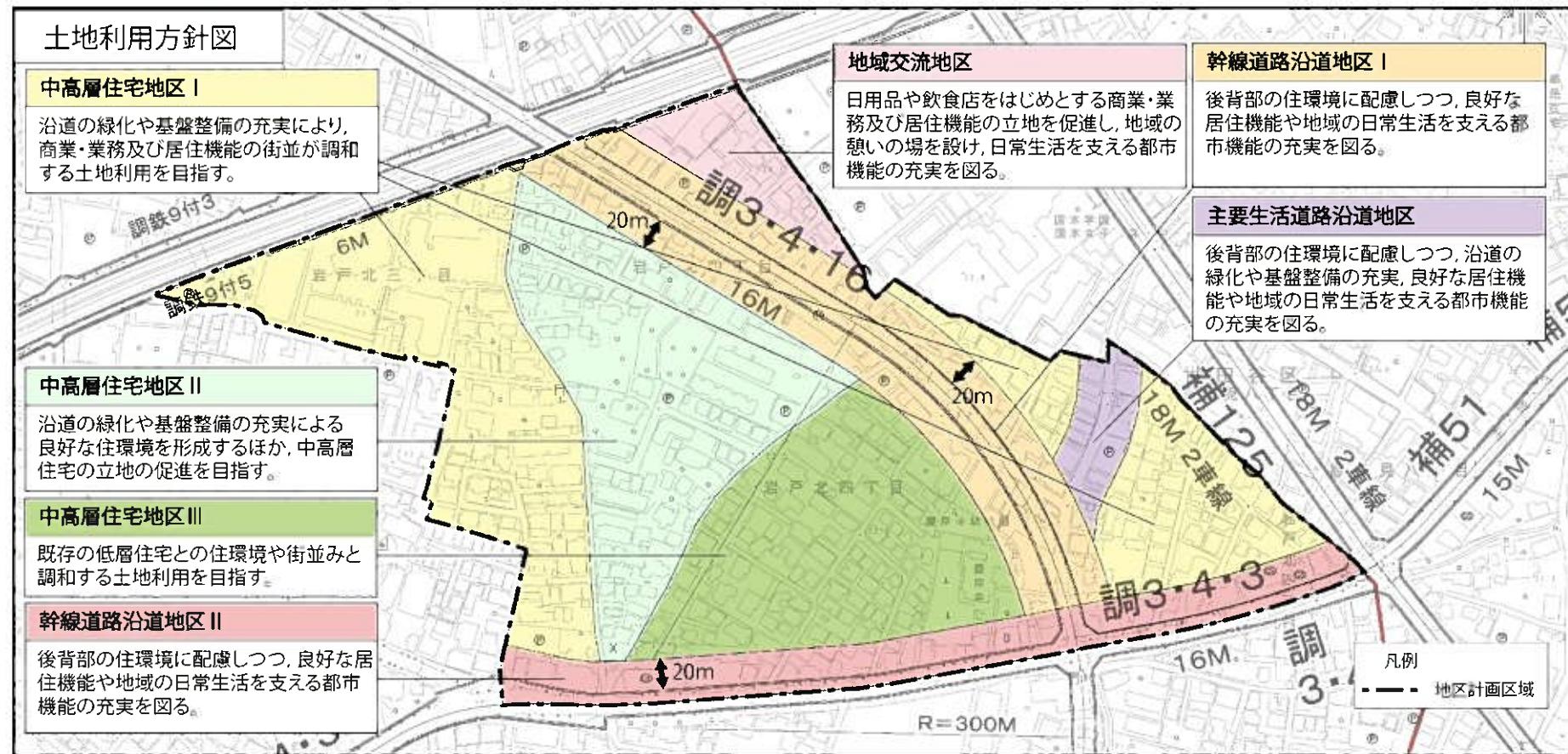
2. 後背部の**低層住宅地の住環境を保全**しつつ、駅周辺及び調3・4・16号線沿道において良好な市街地形成を目指します。



3. 防災都市づくりの位置付けを担う道路に隣接する地区として、**防災上安全で良好な都市環境**の形成を目指します。

(4)-3. 土地利用の方針

地区内の特性に応じて、以下の7つの地区に区分します。

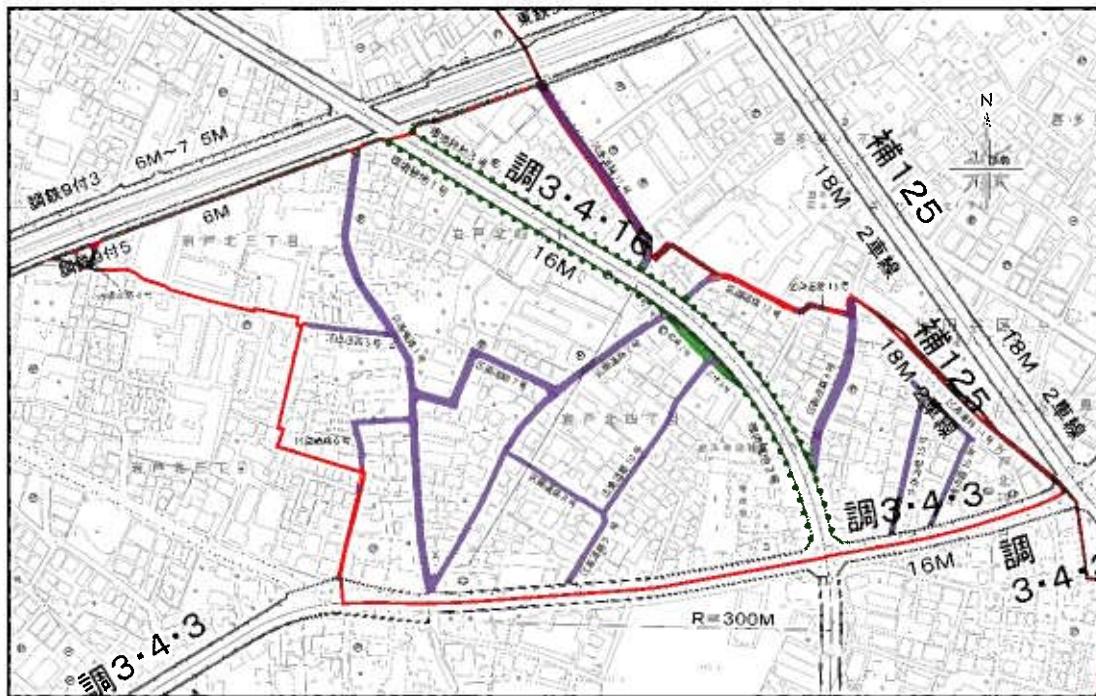


(4)-4. 地区施設の整備の方針

【目的】地区特性に応じて、目標としている良好な基盤整備を誘導します。

【定められるもの】道路・公園・緑地・広場・その他の公共施設

※狭く危険な道路環境の改善及び緑地の保全・創出を図るため、本地区では「道路」「広場」「環境緑地」を地区施設として整備を検討します。



種別	名称	幅員	備考	種別	名称	幅員	備考
地区施設 道路	区画道路1号	6.0m	拡幅	道路	区画道路13号	6.0m	拡幅
	区画道路2号	6.0m	拡幅		区画道路14号	4.0m	拡幅
	区画道路3号	8.0m	拡幅		区画道路15号	6.0m	拡幅
	区画道路4号	4.0m	拡幅		区画道路16号	4.0m	拡幅
	区画道路5号	4.0m	拡幅	地区施設 広場	広場1号	11m / 17m ²	新設
	区画道路6号	4.0m	拡幅		広場2号	43m / 290m ²	新設
	区画道路7号	6.0m	拡幅		広場3号	32m / 139m ²	新設
	区画道路8号	4.0m	拡幅	環境綠地	環境緑地1号	幅員0.5m以上 延長235m	新設
	区画道路9号	4.0m	拡幅		環境緑地2号	幅員0.5m以上 延長122m	新設
	区画道路10号	4.0m	拡幅		環境緑地3号	幅員0.5m以上 延長455m	新設
	区画道路11号	4.0m	拡幅				
	区画道路12号	4.0m	拡幅				

(4)-5. 道路の整備の方針

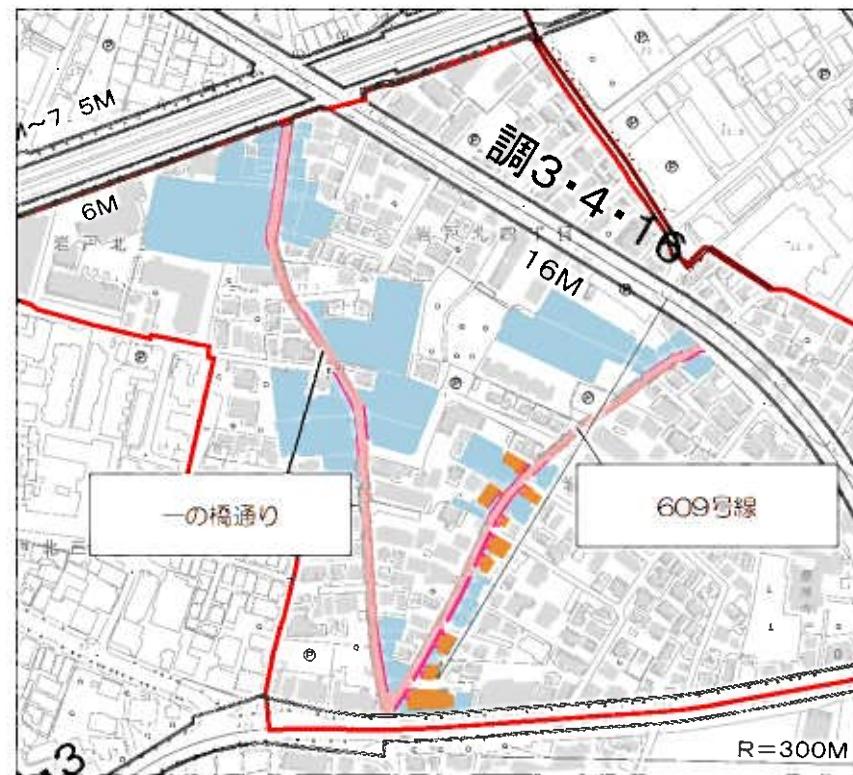
①主要生活道路の整備

安全でゆとりのある住宅地の形成を目指し、検討地区全体において、生活道路基盤の整備を図ります。
優先的に幅員 6 mの確保を進める道路として整備することを検討しています。

- 一の橋通り 市道24号線（区画道路1号）
- 市道609号線（区画道路2号）

【目的】

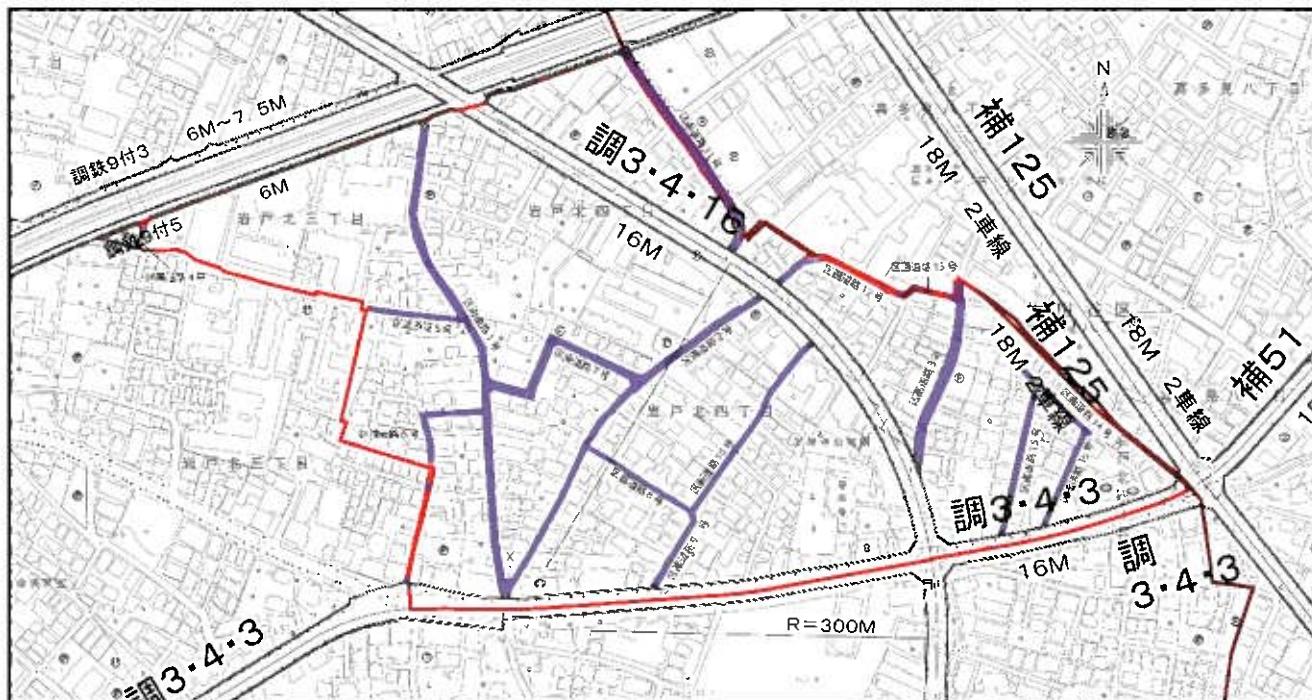
- 低層住宅地を通る主要生活道路として整備を行い、
利便性を向上を目指します。
- 現状では道路幅員が狭いため、見通しの良い道路を
整備して、**安全性**を目指します。



(4)-5. 道路の整備の方針

②区画道路の整備

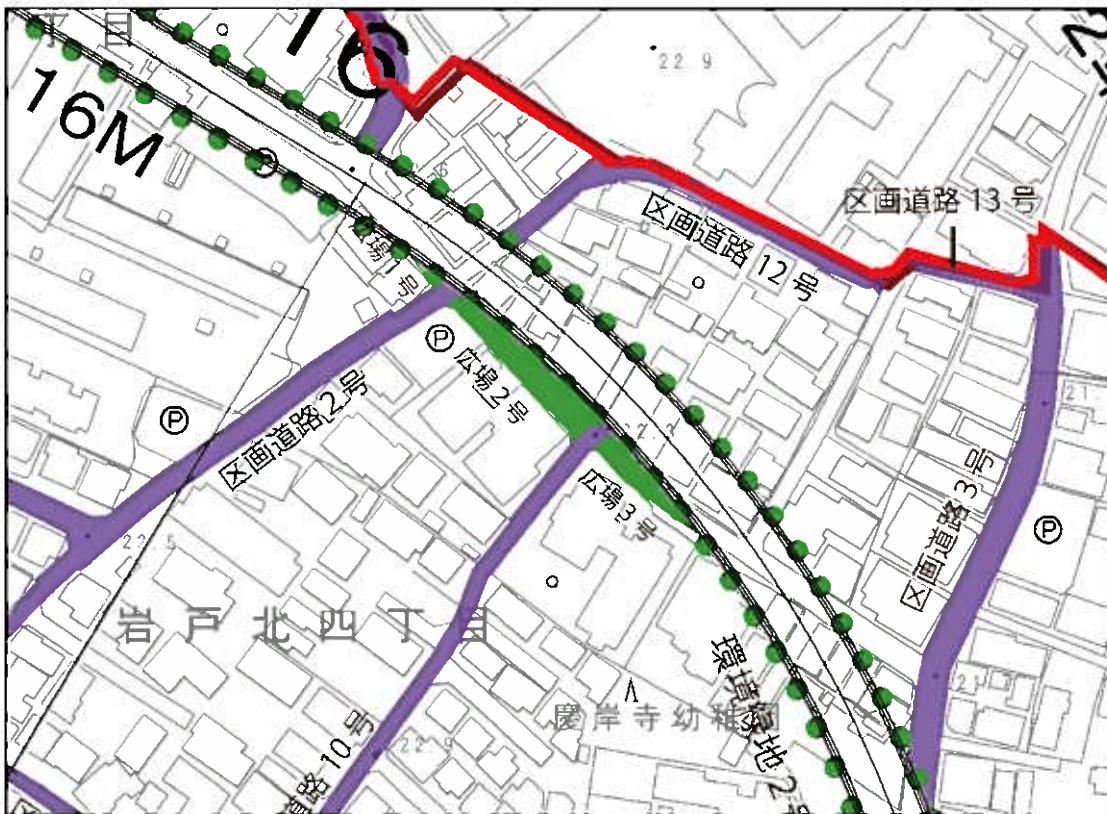
図に示す道路を地区施設と位置付け、建物の建て替え時に合わせて（※）幅員4m～6mの道路の整備を目指します。



※イメージ（出典：世田谷区）

(4)-6. 広場の整備の方針

調3・4・16号線整備による土地利用転換に合わせ、**旧道や未利用地に広場を整備**し、歩行者空間の確保及び緑地空間の形成を検討します。

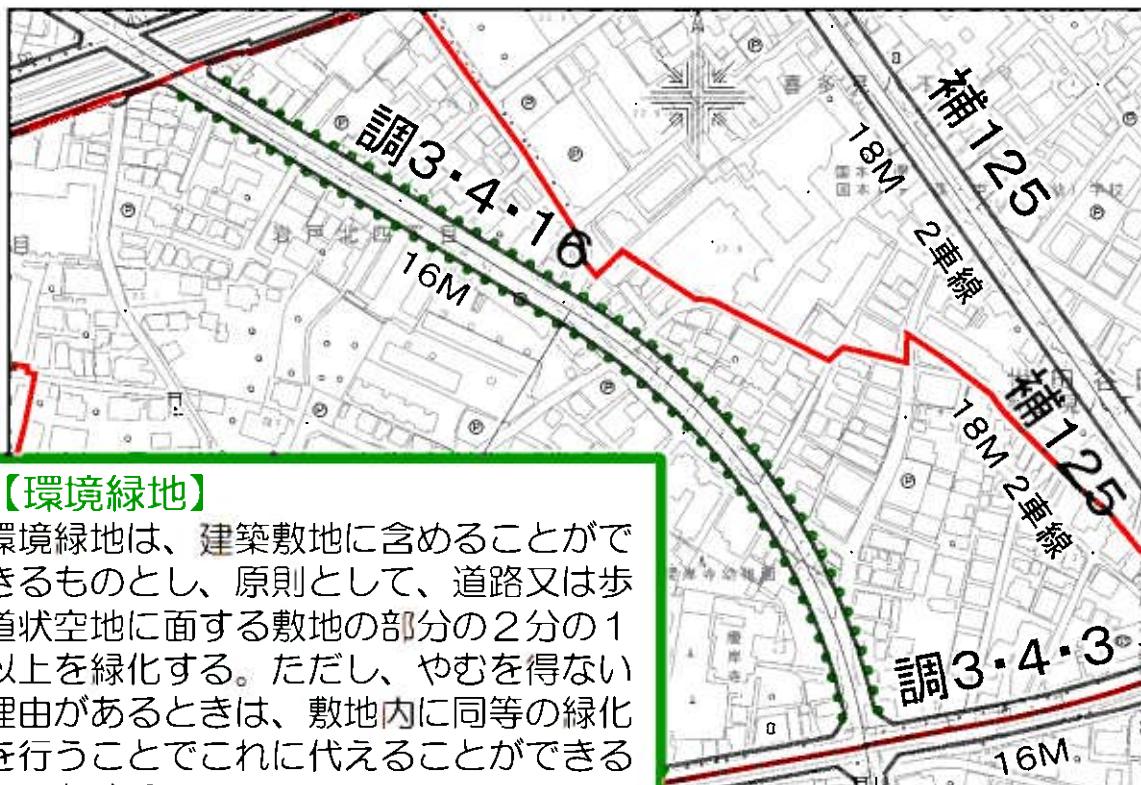


※イメージ（出典：狭間駅前地区地区計画（八王子市）
Google ストリートビュー）

- 調3・4・16号線の整備の際に発生する旧道や未利用地を広場として位置付けます。
- 広場には**ベンチや植栽等**を設け、歩道空間と一体となった後背地の**住宅**と**調和**した緑化を進めます。

(4)-7. 環境緑地の整備の方針

調3・4・16号線整備による土地利用転換に合わせ、沿道沿いに環境緑地を整備し、歩行者空間の確保及び緑のネットワークの形成を検討します。



※イメージ（出典：習志野市）

●環境緑地を整備し、**歩行者空間の確保及び緑のネットワーク**の形成を図ります。

●後背地の住宅地と**調和した緑化**を進めます。

(4)-8. 建築物等の整備の方針

地区計画の目標と方針を実現するため、以下の制限を地区整備計画に定めるため検討しています。

1 建築物の用途の制限	2 建築物の容積率の最高限度
地域の日常生活を支える適切な商業機能及び沿道サービス機能の立地を誘導する。	建てづまりを防ぎ、中高層住宅地の住環境を保全する。
3 建築物の建蔽率の最高限度	4 建築物の敷地面積の最低限度
建てづまりを防ぎ、中高層住宅地の住環境を保全する。	ゆとりある住環境を確保し、建てづまりを解消する。
5 壁面の位置の制限	6 壁面後退区域における工作物の設置の制限
建物の過度の建てづまりを防ぎ、日照・通風等の確保、あるいは縁空間を創出する。	歩行者にとって快適な沿道の回遊ネットワークの確保及び適正な隣棟間隔の確保を図る。
7 建築物等の高さの最高限度	8 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
中高層住宅地の住環境やまち並みとの調和を図る。	良好な街並み・景観の形成を図る。
	9 垣又は柵の構造の制限
	良好な街並みの形成及び災害に対する安全な住環境を図る。



(出典：東京都都市整備局)

(4)-9. 地区整備計画の内容

1 建築物の用途の制限

一部の地区で、ホテル/旅館・風俗施設・マージャン屋/ぱちんこ屋・畜舎等の建築を制限します。

【目的】

適切な商業機能及び沿道サービス機能の立地を誘導するため。

【例】

- ホテル、旅館 ● 風俗施設
- マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- ゴルフ練習場、バッティング練習場
- 納骨堂 ● 自動車教習所
- 畜舎 ● 工場



(4)-9. 地区整備計画の内容

2 建築物の容積率の最高限度

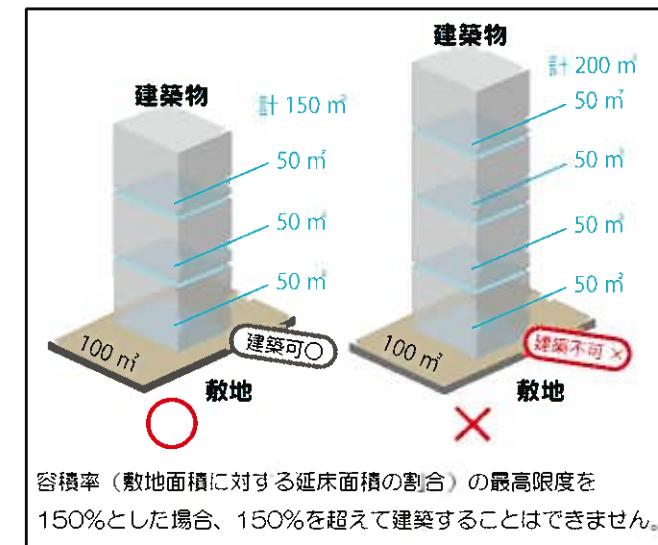
一部の地区で、建築物の容積率の最高限度を定めます。

【目的】

通風や日当たりを確保し、中高層住宅地の住環境を保全するため。



□の範囲を想定しています。



(4)-9. 地区整備計画の内容

3 建築物の建蔽率の最高限度

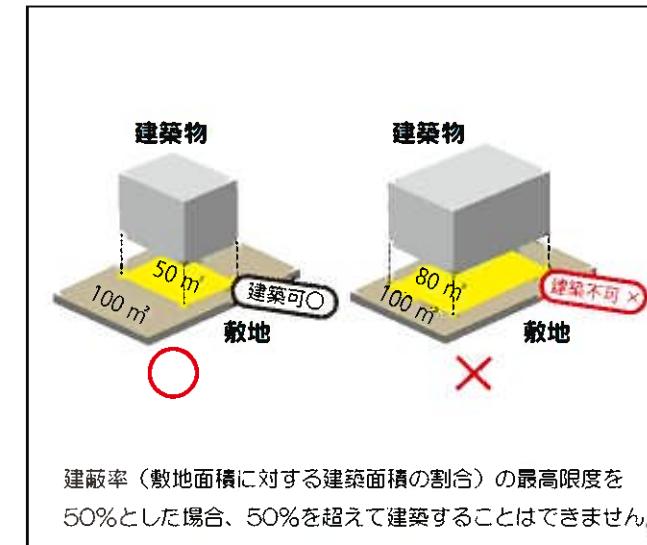
一部の地区で、建築物の建蔽率の最高限度を定めます。

【目的】

建てづまりを防ぎ、中高層住宅地の住環境を保全するため。



□の範囲を想定しています。



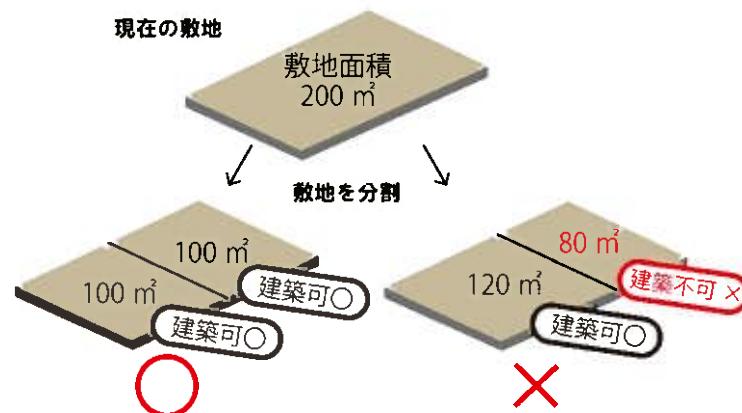
(4)-9. 地区整備計画の内容

4 建築物の敷地面積の最低限度

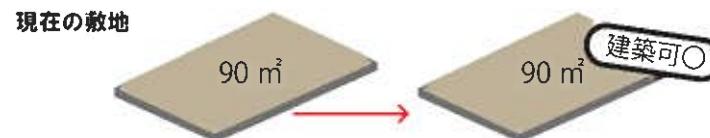
一部の地区で、敷地面積の最低限度を定めます。

【目的】

土地の細分化による建てづまりの防止、防災機能向上のため。



敷地面積を 100 m² に制限した場合、敷地面積を 100 m² に分割することは可能ですが、100 m²未満の面積に分割することはできません。



現在、100 m²未満の敷地でも、それを分割しないで建築敷地として利用する場合等は、規制の対象とはなりません。

※イメージ

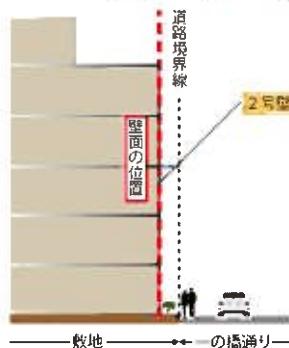
(4)-9. 地区整備計画の内容

5 壁面の位置の制限

建築物の外壁の位置及び隣地境界線を制限します。

【目的】建てづまりを防ぎ、日照・通風等の確保、緑空間を創出するため。

【区画道路に面する建築物の外壁】

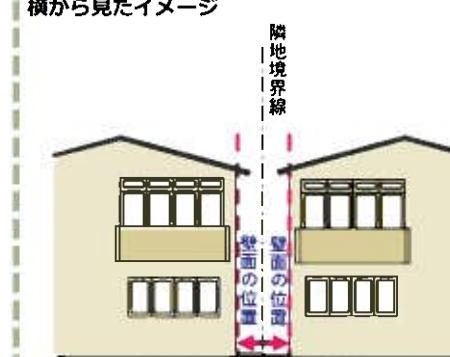


建築物の外壁又はこれに代わる柱の位置は道路境界線から一定距離以上離すこととします。

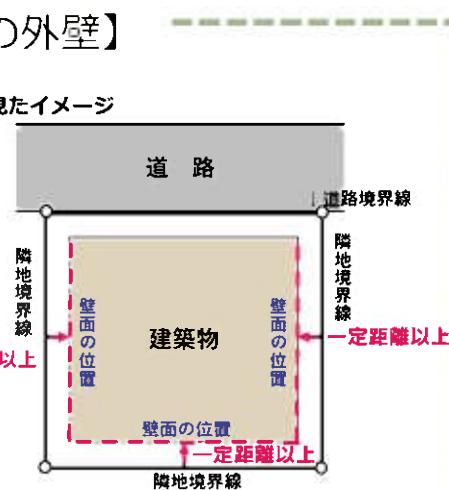


建築物の外壁又はこれに代わる柱の位置は道路境界線から一定距離以上離すこととします。

【隣地境界線に面する建築物の外壁】



上から見たイメージ



※イメージ

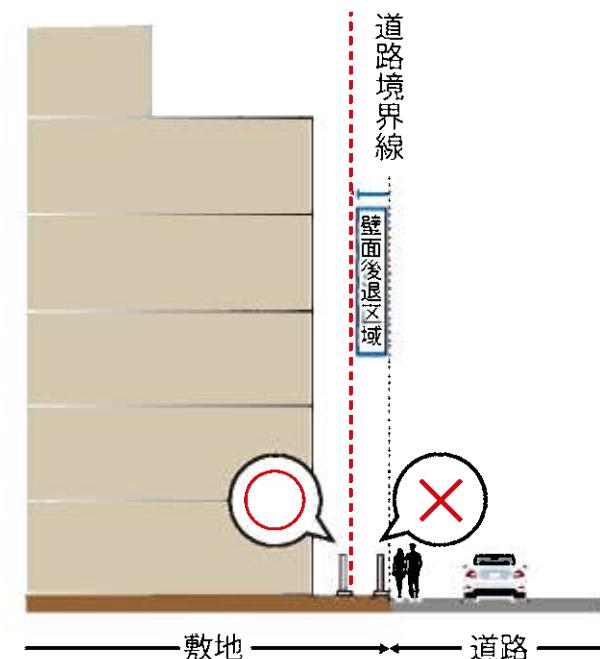
(4)-9. 地区整備計画の内容

6 壁面後退区域における工作物の設置の制限

一部の壁面後退区域内には、自動販売機、門、塀、フェンス、看板等の工作物の設置を制限します。なお、電柱や街路灯、生け垣、植栽ます等については制限の対象から除外します。

【目的】

歩行者にとって快適な沿道の回遊ネットワークの確保及び適正な隣棟間隔の確保を図るため。



※イメージ

(4)-9. 地区整備計画の内容

7 建築物等の高さの最高限度

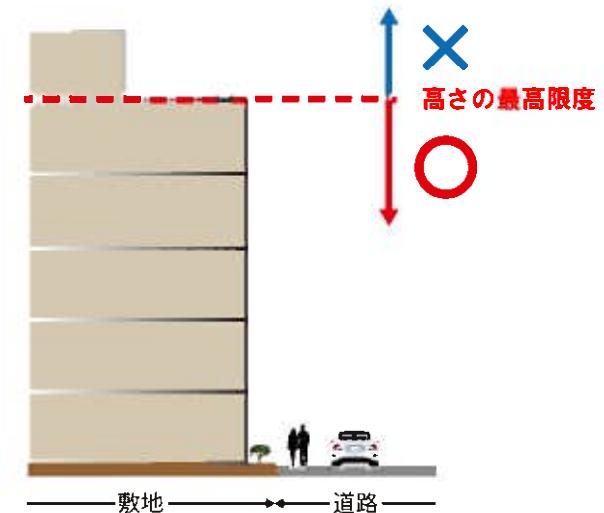
一部の地区で、建築物等の高さの最高限度を定めます。

【目的】

中高層住宅地の住環境や街並みとの調和を図るため。



□の範囲を想定しています。



※イメージ

(4)-9. 地区整備計画の内容

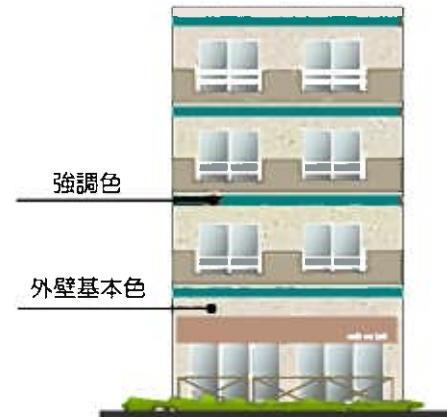
8 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

建築物等の形態又は色彩その他の意匠を制限します。なお、泊江市景観まちづくりビジョン第2編ガイドライン編に基づき制限します。

【目的】

良好な街並み・景観の形成を図るため。

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR~4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	4以上8.5未満の場合	2以下
		8.5以上の場合	1以下
強調色	OR~4.9YR	—	4以下
	5.0YR~5.0Y		6以下
	その他		2以下



【泊江市景観まちづくりビジョンにおける一般地区の色彩の基準】

※イメージ

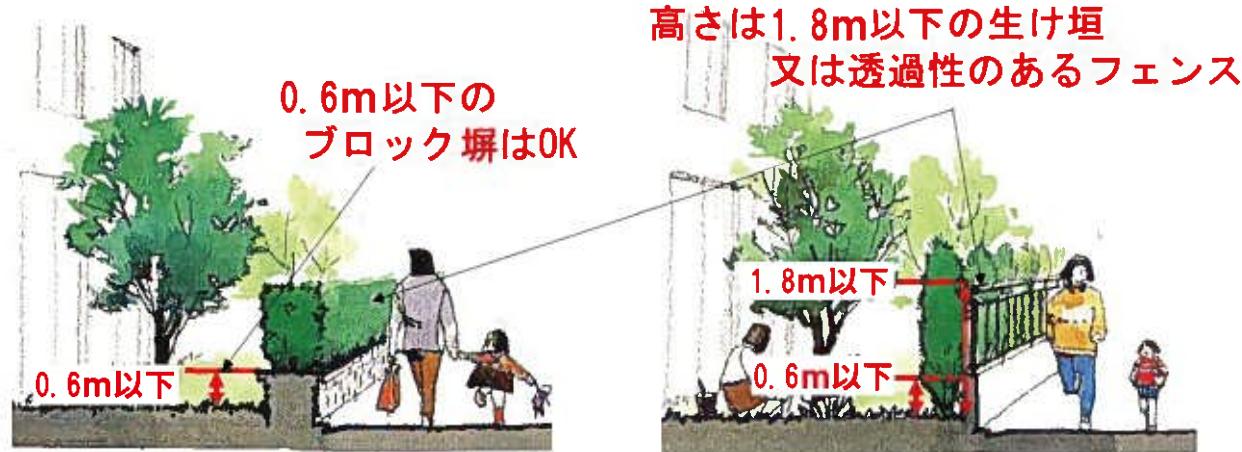
(4)-9. 地区整備計画の内容

9 垣又は柵の構造の制限

道路に面して設ける垣又は柵の構造に制限があります。また、震災時に倒壊のおそれのあるブロック塀等の設置を制限します。

【目的】

良好な街並みの形成及び災害に対する安全な住環境を図るため。



※イメージ（出典：岩戸北一・二丁目、東野川一丁目地区地区計画の変更原案について）

（5）他自治体の地区計画事例

(5) 他自治体の地区計画事例

国分寺駅北口地区地区計画（広場周辺西街区）（国分寺市）

地区計画の目標

交通広場に面する街区として、地区内道路の改善整備等を通して、適正かつ合理的な土地利用の推進を図るとともに、再開発事業の整備効果を活かし、健全でにぎわいが連続する商店街の形成を図る。



(出典：国分寺北口地区地区計画)



(出典：国分寺北口地区地区計画)



(出典: Google Map ストリートビュー)

(6) 今後のスケジュール（予定）

(6) 今後のスケジュール（予定）

「岩戸北三丁目・四丁目周辺地区」まちづくり方針の策定は、以下のスケジュールで進める予定です。

